

第 2 2 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成30年8月31日（金）大阪合同庁舎第2号館 9階 共用会議室A	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 段林 和江 弁護士 委員 川端 郁雄 税理士	
審査対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日契約締結分	
抽出案件	4件 内 訳 (公共工事) ・競争入札案件 2件 (物品・役務) ・競争入札案件 2件 うち、契約金額が500万円以上の案件 1件	
報告案件	0件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	4件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」

【第21回（前回）審議案件1】競争入札・低入札案件

「泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事」のその後の経過

意見・質問	回 答
<p>前回審議時に保留とした泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事について、その後の経過等について、説明を行なってください。</p>	<p>当解体工事は平成29年9月4日に契約を締結しました。その後、工事を中断していたことから年度内の工事完了は不可能と判断し、出来高で精算しました。</p> <p>その後、平成30年6月10日に近隣住民への説明会を開催しましたが、その中で住民の方から要望がありました。</p> <p>まず1点目としましては、地中に埋まっている基礎部分や杭の撤去等の残工事の着工は近隣住民の了解を得られるまでは止めてほしいというものでした。</p> <p>次に2点目としましては、工事現場の環境整備を行って</p>

	<p>ほしいというものでした。これについては平成30年7月に地上に放置されていたコンクリート片の撤去工事にかかる契約を締結し、撤去完了となりました。</p> <p>最後に3点目としまして、残工事についてはいくら予算がかかっても振動が起こらないような工法を用いて対応してほしい、また、工事中止も含めて検討してほしいとのことでした。</p> <p>残工事については、現時点では未定であり、近隣住民の了解を得るのが大前提となる旨説明しております。</p>
<p>土地の所有者である大阪府は、土地の原状回復について現在どう言っているのですか。</p>	<p>原状回復のうえ返還することが大前提であり、泉大津所は国と府の合築庁舎であることから、大阪府と一緒に解体工事を進めてきました。</p> <p>今後の取り扱いは、近隣住民との話し合いを考慮しながら、大阪府と引き続き協議していきます。</p>
<p>大阪府との賃貸借契約の期限はどのようなものですか。</p>	<p>期限は毎年度契約を結び直しています。単年度契約です。</p>
<p>引き続き、今後の監視委員会で経過説明をお願いいたします。</p>	<p>承知しました。</p>

【第21回（前回）審議案件2】競争入札・500万円以上案件

「平成29年度地域若者サポートステーション事業」の追加説明について

意見・質問	回 答
<p>前回の審議時に、地域との関わりやノウハウ等事業の性質を考えると、地域若者サポートステーション事業については、随意契約でも良いのではないかと、また、事務処理コストの点からみてもその方が望ましいのではないかと意見しましたが、これについて追加説明をお願いします。</p>	<p>地域若者サポートステーション事業の契約方法につきましては、平成27年度は、都道府県の推薦を受けた団体を対象に、厚生労働省において企画競争入札及び契約等事務を実施しました。平成28年度は、契約事務等のうち、公告及び契約締結事務を各労働局で実施しました。平成29年度以降は、本省の指示に基づき地方労働局による総合評価落札方式による一般競争入札を実施しております。</p> <p>平成29年度の実績としましては、9地域のうち8地域は1者応札、1地域は2者応札となりました。落札は、過去に都道府県の推薦を受けた団体が落札しています。</p> <p>平成30年度は9地域全てが1者応札であり、応札業者は平成29年度と同一となっています。</p> <p>地域若者サポートステーション事業は、若者が抱えているニーズや支援段階に即した臨機応変な対応が必要ですが、具体的な支援内容を全て仕様書で提示するのは困難であることや、募集によってより良い企画が採用できると考えられること、また、応札者が有する専門的知識及び創意工夫から調達価格に相当程度の差が生じることが考えられる等の理由から、平成29年度から総合評価落札方式による一般競争入札を実施しております。しかし、事務処理の時間や量を鑑み、前回の監視委員会において随意契約の方が良いのではないかとのご意見をいただいたことにつきましては、本省大臣官房地方課法令遵守室へ意見として上申しております。</p>

【審議案件1】競争入札・低入札案件 布施公共職業安定所旧庁舎等解体工事	
意見・質問	回 答
入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。	<p>案件1は、旧布施公共職業安定所の解体工事を行ったものです。</p> <p>旧布施公共職業安定所は、庁舎の老朽化、耐震不足等の理由から移転しましたが、土地が借地であったため、原状回復したうえでの返還が必要となり、旧庁舎の解体工事を行ったものです。</p> <p>予定価格は、解体工事の設計の際に直接工事費の積算を行っており、その工事経費から国土交通省の公共建築工事共通費積算基準に基づき積算しました。</p> <p>入札参加資格は、種別が「建築一式」で、等級は予定価格に対応する「C」が該当し、直近上位の「B」を加えました。また、種別「解体」又は「とび・土工・コンクリート」で、等級は「B」と直近上位の「A」を加えました。</p> <p>開札の結果は、13者が参加し、辞退届のあった2者を除き、最低価格の応札者と契約締結しました。なお、この入札金額は、低入札価格調査基準額を下回っていたため、調査を実施し、最終的に本工事施工に問題はないと判断したうえで契約締結に至ったものです。</p> <p>本案件は、騒音対策のため施工時間や施工方法に配慮する必要があり、想定以上に時間を要した為、工期延長に係る変更契約を締結しております。</p> <p>また、当初の設計時には想定のない障害物が確認され、当該障害物を撤去しないと建物基礎及び杭等が撤去できなかった為、地中障害物撤去工事を施工し、再度の工期延長契約を締結しました。</p>
工期延長契約について、契約された金額についてはどうなっていますか。年度をまたいだことで、支払いは発生していますか。	<p>契約では、工期終了後支払うこととされており、工期が終了していない段階では、一切支払いはしていません。当初の契約金額そのままを翌年度の金額に繰り越しております。</p>
地中障害物の撤去による、追加の契約とありますが、契約金額に変更は生じないのですが。	<p>それについては、本工事とは別契約です。</p> <p>既に足場も組んでおり、別の事業者が施工することになると、一旦足場を撤去しなければならなくなり施工面で不都合が生じることから、現在施工中の事業者と随意契約により契約を締結しました。</p>

<p>工事の入札で施工業者の見積額が何故これだけ低価格になるのか不思議に思います。物品等ならわかるが、工事関係で何故こんなに予定価格の見積もりと差が開くのか、今後はもっと積算根拠を厳しく審査したほうがいいように思います。</p>	<p>承知しました。</p>
<p>【審議案件2】競争入札 大阪労災特別介護施設ナースコール設備等変更工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>大阪労災特別介護施設（ケアプラザ）のナースコール設備等一式の更新を行なったものです。</p> <p>予定価格は、設計の際に直接工事費の積算を行い、その直接工事費から国土交通省監修公共建築工事共通費積算基準に基づき積算した額を予定価格としました。</p> <p>入札参加資格は、「建設工事」のうち、工種区分が「電気通信」に該当し、予定価格に対応する「C」と直近上位の「B」を参加資格としております。</p> <p>開札の結果は、2業者が入札に参加し、応札価格が予定価格を下回らなかったため、再度入札を実施しました。再度の入札では1業者が辞退しましたが、残る1業者の応札価格が予定価格を下回っていたことから当該業者と契約を締結しました。</p>
<p>仮に、2回目の開札でも予定価格を下回らなかった場合はどうなりますか。また、3回目でも同様の場合はどうなりますか。</p>	<p>2回目の開札でも予定価格を下回らなかった場合はもう1回入札を実施します。それでも同様の場合は不落となります。その後は、再度公告するか、不落による随意契約となり、最低価格で入札をした業者と交渉することとなります。交渉がまとまらなければ再度公告となります。</p>
<p>特定の業者しか出来ない特異な工事でも、一般入札としているのですか。</p>	<p>当該設備更新工事における設備は、全国で1社しか扱っていない設備というものではないので、一般競争入札としています。</p>

<p>【審議案件3】競争入札・500万円以上案件 大阪労働局における電子複写機の購入</p> <p>【審議案件4】競争入札 大阪労働局における電子複写機の保守業務委託</p>	
意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>案件3、4は、電子複写機の購入とその後の電子複写機の保守業務の委託です。「電子複写機の購入」と「電子複写機の保守業務委託」については、物品の調達と保守業務委託と契約内容を異にするため調達案件としては別案件となります。しかし新たに購入する電子複写機の円滑な使用のためには保守契約を付随させる必要があることから入札においては1つの案件として取り扱いました。</p> <p>予定価格については、まず、「電子複写機の購入」については市場価格に過去の入札結果を基にした割引率等を乗じて積算しております。次に、「電子複写機の保守業務委託」については使用実績から予定数量を算出し、それに過去の入札結果を基に算出した保守単価等を乗じて積算しております。</p> <p>入札参加資格の種別は「物品の購入」及び「役務の提供等」で、予定価格に該当する「B」となり、より多くの業者の参加を募るため、直近上位と下位にあたる「A」及び「C」を加えました。</p> <p>開札の結果は、2者が参加し、2者共に予定価格の範囲内であったことから、最低価格の応札者と契約を締結しました。</p>
<p>更新前と後で複写機のメーカーや機種は変わりましたか。</p>	<p>メーカーは変わっていませんが、機種は変わりました。配置先により求められる性能が違いますので、必ずしも同一の機種になるとは限りません。</p>